

普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習の開催案内

山口労働局長登録第 1 2 号(登録有効期間令和 6 年 3 月 31 日)
一般社団法人 日本ボイラ協会山口支部

ボイラー及び圧力容器安全規則第 6 2 条により、労働安全衛生法施行令第 6 条第 17 号の作業（化学設備除く）については本技能講習又は化学設備関係第一種第一種圧力容器力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者、あるいはボイラー技免許を受けた者のうちから作業主任者を選任しなければなりません。

つきましては、下記により標記技能講習を開催いたしますので、修了されますようご案内いたします。

労働安全衛生法施行令第 6 条第 17 号の作業とは次の容器の取扱い

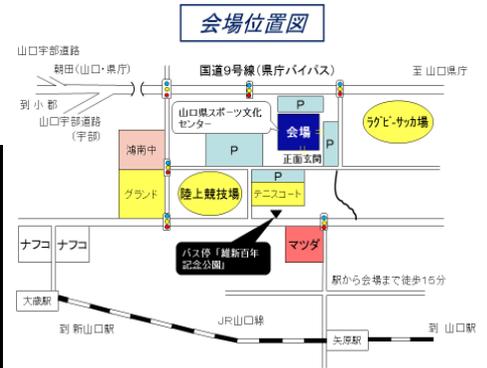
- イ. 同施行令第 1 条第 5 号イに掲げる容器で内容積が 5 m³ を超えるもの
- ロ. 同施行令第 1 条第 5 号ロからニに掲げる容器で内容積が 1 m³ を超えるもの

1. 期 日 令和 5 年 8 月 30 日(水)・31 日(木)

2. 場 所 山口市維新公園 4-1-1 維新百年記念公園
「維新大晃アリーナ」視聴覚室

3. 科目及び時間

日	時間	科目
8 月 30 日 (第 1 日目)	9:00～12:05	第一種圧力容器の構造に関する知識
	12:55～14:55	
	15:00～17:00	関係法令
8 月 31 日 (第 2 日目)	9:00～12:10	第一種圧力容器の取扱いに関する知識
	13:00～15:10	
	15:20～16:20	修了試験



4. 受講料 13,200 円 (消費税込み)

5. 定員 70 名

6. 使用テキスト 「第一種圧力容器取扱作業主任者テキスト」 1,100 円 (消費税込み)
「わかりやすいボイラー及び圧力容器安全規則」 1,430 円 (消費税込み)

7. 申し込み方法 別紙申込書に所定事項を明確に記入し、ライカ版写真(タテ36mm、ヨコ24mm)1枚の貼付と氏名、生年月日を証明できる公的機関の証書(自動車免許証等)の写し又は住民票原本(個人番号が記載されていないもの)を添付の上、受講料とテキスト代を添えて8月21日までに下記に申し込んで下さい。

旧姓又は通称の併記を希望する場合は、確認できる書類を添付して下さい。

テキスト希望の場合は必ず受講申込書の希望欄に記入して代金を添えて下さい。

なお、講習前に希望の方は送料 550 円が必要となります。

※ 銀行振込みの場合(申込書郵送)は、〔西京銀行 銀南街支店 普通預金0108079〕にお願いします。

〒745-0034

周南市御幸通り 1-5 徳山御幸通ビル 3 階

一般社団法人 日本ボイラ協会山口支部 TEL・FAX (0834) 32-2942

8. その他

(1) 受講申し込み受付後、受講票を発行しますので当日、受付に提示して下さい。

(2) 講習修了者には修了証を交付します。

(3) 受講票発行後は、既納の受講料は原則として返金できません。

(4) 写真の裏面に必ず氏名と撮影年月を記入してください。

